議案第88号

さいたま市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 及びさいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正 する条例の制定について

さいたま市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例及び さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を 次のように定める。

令和4年6月1日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 及びさいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正 する条例

(さいたま市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の 一部改正)

第1条 さいたま市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 (平成24年さいたま市条例第64号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を 当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達

改正前

(従業者の員数)

第6条 「略]

支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員(日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。)を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管

理、喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行 為をいう。以下同じ。)を恒常的に受けることが 不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には (従業者の員数)

第6条 「略]

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達 支援事業所において、日常生活を営むのに必要な 機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員(日常 生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員を いう。以下同じ。)を、日常生活及び社会生活を 営むために医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管 理、喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行 為をいう。以下同じ。)を恒常的に受けることが 不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には 看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

(1) • (2) 「略]

(3) 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為(同法附則第10条第1項に規定する特定行為をいう。次条及び第73条において同じ。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務(同法附則第27条第1項に規定する特定行為業務をいう。次条及び第73条において同じ。)を行う場合

3~8 [略]

第7条 「略]

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達 支援事業所において、日常生活を営むのに必要な 機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日 常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒 常的に受けることが不可欠である障害児に医療的 ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かな ければならない。ただし、次の各号のいずれかに 該当する場合には、看護職員を置かないことがで きる。

(1) • (2) 「略]

(3) 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

3~8 [略]

(従業者の員数)

第73条 [略]

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等 デイサービス事業所において、日常生活を営むの に必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職 員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的 ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児 に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞ れ置かなければならない。ただし、次の各号のい ずれかに該当する場合には、看護職員を置かない ことができる。

(1) • (2) 「略]

(3) 当該指定放課後等デイサービス事業所(社会

看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

(1) • (2) 「略]

(3) 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為(同法附則第3条第1項に規定する特定行為をいう。次条及び第73条において同じ。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務(同法附則第20条第1項に規定する特定行為業務をいう。次条及び第73条において同じ。)を行う場合

3~8 [略]

第7条 「略]

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達 支援事業所において、日常生活を営むのに必要な 機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日 常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒 常的に受けることが不可欠である障害児に医療的 ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かな ければならない。ただし、次の各号のいずれかに 該当する場合には、看護職員を置かないことがで きる。

(1) • (2) 「略]

(3) 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

3~8 [略]

(従業者の員数)

第73条 [略]

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等 デイサービス事業所において、日常生活を営むの に必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職 員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的 ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児 に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞ れ置かなければならない。ただし、次の各号のい ずれかに該当する場合には、看護職員を置かない ことができる。

(1) • (2) [略]

(3) 当該指定放課後等デイサービス事業所(社会

福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項の 登録に係る事業所である場合に限る。) におい て、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とす る障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの 事業又はその一環として特定行為業務を行う場

 $3 \sim 8$ 「略〕 福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の 登録に係る事業所である場合に限る。) におい て、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とす る障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの 事業又はその一環として特定行為業務を行う場

 $3 \sim 8$ 「略]

(さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第2条 さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年さ いたま市条例第66号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を 当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。 (3)

改正後

(職員)

難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及 び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童 発達支援センターを除く。次項において同じ。) には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調 理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生 活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能

訓練担当職員(日常生活を営むのに必要な機能訓 練を担当する職員をいう。以下同じ。)を、日常 生活及び社会生活を営むために医療的ケア(人工 呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他厚生労働 大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。) を恒 常的に受けることが不可欠である障害児に医療的 ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かな ければならない。ただし、次に掲げる施設及び場 合に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置か ないことができる。

 $(1)\sim (4)$ 「略]

(5) 当該福祉型児童発達支援センター(社会福祉 士及び介護福祉士法附則第27条第1項の登録 に係る事業所である場合に限る。) において、 医療的ケアのうち特定行為 (同法附則第10条 第1項に規定する特定行為をいう。) のみを必 要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が

(職員)

第80条 福祉型児童発達支援センター(主として | 第80条 福祉型児童発達支援センター(主として 難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及 び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童 発達支援センターを除く。次項において同じ。) には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調 理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生 活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能 訓練担当職員(日常生活を営むのに必要な機能訓 練を担当する職員をいう。以下同じ。)を、日常 生活及び社会生活を営むために医療的ケア(人工 呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他厚生労働 大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。)を恒 常的に受けることが不可欠である障害児に医療的 ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かな ければならない。ただし、次に掲げる施設及び場 合に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置か ないことができる。

(1)~(4) 「略]

(5) 当該福祉型児童発達支援センター(社会福祉 士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録 に係る事業所である場合に限る。) において、 医療的ケアのうち特定行為 (同法附則第3条第 1項に規定する特定行為をいう。) のみを必要 とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自 自らの事業又はその一環として特定行為業務(同法附則<u>第27条第1項</u>に規定する特定行為業務をいう。)を行う場合 看護職員

2~9 [略]

らの事業又はその一環として特定行為業務(同法附則<u>第20条第1項</u>に規定する特定行為業務をいう。)を行う場合 看護職員

2~9 [略]

附則

この条例は、公布の日から施行する。